

令和8年度「ドライブレコーダー等安全機器」助成金受付開始

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

(1) 1次受付期間 令和8年6月1日～令和8年6月30日

予算オーバーの時は、予定機数に比率（総申請数分の各申請数）を掛けて助成数を決定します。（1機未満切捨て、但し最低数は1機）

但し、1事業者1機で予算オーバーする場合は、令和7年9月のアンケート提出者を優先し、その後、先着順とする。

なお、上記受付期間末で予算に余裕がある場合のみ、7月以降も受付します。（先着順受付）

***申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。**

2. 申請対象者

(1) 令和8年4月1日から令和9年2月22日の間に、新品機器を購入またはリースあるいは割賦販売で装着する会員事業者で、その際の導入費用（含む取付費、除く消費税）に対し助成を行う。

3. 対象装置・車両

(1) ドライバーの安全運転意識の高揚に効果のある ドライブレコーダー（映像や走行に関するデータを記録する機能を有する車載器と解析ソフト等事務所機器）で、（公社）全日本トラック協会が認めたものとする。（別表の通り）

(2) 車載器を取り付ける車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用（緑ナンバー）貨物自動車であること。

4. 助成金額・予算枠

(1) 助成額（1機当たり）

ドライブレコーダーの導入費用の2分の1（一体型は4分の1）で限度額は、次のとおりとする。ただし、千円未満は切捨てとする。

① 車載器1機当たり 50,000円

ただし、国からの補助金が交付された機器に対しては、助成金の合計が機器の導入費用を超えない範囲とする。

② 事務所機器1機当たり 50,000円（1会員事業者1機のみ）

解析ソフト及びカード読込機器でインストール費用等は除く。また、EMS用機器（デジタコ）助成金との併用は出来ません。

【注 意】 事務所機器の助成金の有無は、鳥ト協へ事前にご確認ください。

(2) 予算枠 鳥ト協 350万円

5. 鳥ト協の助成上限台数（1事業者）

① ドライブレコーダー（車載器）……………7台

② ドライブレコーダー（事務所機器）………1台

6. 申請時提出書類

① ドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金交付申請書（様式1）

② 導入する機器メーカー名・機器名称・型式・数量・金額（単価と総額、除く消費税）等が記載された見積書（写）

7. 交付決定日

ドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金交付決定通知書をFAXで送付する

8. 実績報告期限 導入・支払完了後、2か月以内

最終報告期限：令和9年2月22日（月）

提出書類

- ① ドライブレコーダー等安全機器導入助成事業実績報告書(様式3)
- ② ドライブレコーダー等安全機器装着証明書(様式4)・アプリケーションは不要
- ③ 請求書(写) ……………機器のメーカー名・機器名称・型式・数量・金額(単価と総額、除く消費税)の記載があるもの
- ④ 領収書等(写) ……………請求書と同額なもの(リース・割賦販売の場合もディーラーが発行したリース会社等の領収書が必要です)
- ⑤ リース契約書等(写) …機器メーカー名・機器名称・型式・数量の記載があるもの
- ⑥ 割賦販売契約書(写) …機器メーカー名・機器名称・型式・数量の記載があるもの
- ⑦ 装着車両の「自動車検査証記録事項(写)」

9. 申請をされる方は、交付要綱・申請書類・報告書類等については、鳥ト協ホームページからダウンロードをお願いいたします。

URL : <https://www.torakyo-tottori.or.jp/member/josei.html>

お問合せ先 (一社)鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL0857-22-2694